国債店頭取引清算業務における清算手数料の見直しに伴う
「国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則」等の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

当社の国債店頭取引清算業務において、清算手数料の見直しを行うため、「国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則」等について別紙のとおり、所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要	（備　考）
１．手数料率の見直し ・口座管理手数料、債務引受手数料、銘柄割当手数料及び残高管理手数料について、手数料率の見直しを行う。 ・債務引受手数料について、当社が債務の引き受けを行った清算対象取引を計算の対象とする。 ・銘柄割当手数料について、銘柄割当実施済み分を計算の対象とする。	・国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則第２条第２項、第３条、第３条の２、別表１
２．手数料の撤廃 ・参加者端末手数料及び証明書発行手数料を撤廃する。	・国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則第８条、第９条
３．物価連動国債の通常料率化 ・物価連動国債に係る手数料についての届出を不要とする。 ・物価連動国債に係る固有の手数料体系を撤廃し、利付国債と同様の手数料率を適用する。	・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第１０条第２項、第１２条の２、第２４条第２項 ・国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則第３条、第３条の２、第１０条の２
４．その他 ・その他、所要の改正を行う。	

Ⅲ．施行日

２０２４年４月１日から施行する。ただし、当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が

認める場合には、２０２４年４月１日以後の当社が定める日から施行する。

以　上

別紙

国債店頭取引清算業務における清算手数料の見直しに伴う
国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則等の一部改正新旧対照表

目　　次

１．　国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・　1

２．　国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・　3

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（債務の引受けの申込み等） 第１０条　（略） （削る）	（債務の引受けの申込み等） 第１０条　（略） ２　業務方法書第４０条第１項、同第４１条第１項及び同第４２条第１項に規定する申込みで物価連動国債を対象とする清算対象取引に係るものは、当該申込みを行う清算参加者が国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則第３条第３項の規定により適用を受ける物価連動国債に係る手数料について届け出ている場合に限り行うことができる。
（削る）	（割当可能残高通知の取扱い） 第１２条の２　業務方法書第５０条の３第１項に規定する通知に渡方となる清算参加者から引き渡すことのできる国債証券の銘柄として物価連動国債を含めようとする場合には、当該通知を行う清算参加者が国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則第３条の２第３項の規定により適用を受ける物価連動国債に係る手数料について届け出ている場合に限り、当該通知に含めることができる。
（銘柄割当ての方法） 第１２条の２　（略）	（銘柄割当ての方法） 第１２条の３　（略）
（代用国債証券の取扱い） 第２４条　（略） （削る）	（代用国債証券の取扱い） 第２４条　（略） ２　業務方法書第７０条の８第１項に規定する代用預託で物価連動国債をもって行うものは、当該代用預託を行う清算参加者が国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則第３条第３項又は第３条の２第３項の規定に

	より適用を受ける物価連動国債に係る手数料について届け出た場合に限り行うことができる。
2　（略） 3　（略） 4　（略） 5　（略） 6　（略） 7　（略）	3　（略） 4　（略） 5　（略） 6　（略） 7　（略） 8　（略）
付　　則 1　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 2　前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和６年４月１日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。	

国債店頭取引清算業務に関する手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（口座管理手数料） 第２条　（略） ２　前項に規定する口座管理手数料は、月額１７０万円（清算参加者が国債店頭取引他社清算参加者である場合は、月額１６０万円）とする。ただし、２以上のネッティング口座等（業務方法書第８６条に規定するネッティング口座及び業務方法書第９０条第３項に規定する当初証拠金グループをいう。以下この条において同じ。）を開設している清算参加者については、当該額に、当該清算参加者が開設するネッティング口座等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た額を加算した金額とする。	（口座管理手数料） 第２条　（略） ２　前項に規定する口座管理手数料は、月額１８０万円とする。ただし、２以上のネッティング口座等（業務方法書第８６条に規定するネッティング口座及び業務方法書第９０条第３項に規定する当初証拠金グループをいう。以下この条において同じ。）を開設している清算参加者については、当該額に、当該清算参加者が開設するネッティング口座等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た額を加算した金額とする。
（債務引受手数料） 第３条　（略） ２　前項に規定する債務引受手数料（月額）は、各清算参加者の次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるところによる。 （１）　国債証券の売買等 当社が債務の引受けを行った清算対象取引について、業務方法書第４０条第２項第１号ｅに規定する売買決済日に授受する金銭の額に、次のａ及びｂに掲げる国債証券ごとに当該ａ及びｂに定める率を乗じた金額 ａ　国庫短期証券 月間２，０００億円以下の部分 万分の０．００１９	（債務引受手数料） 第３条　（略） ２　前項に規定する債務引受手数料（月額）は、各清算参加者の次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるところによる。 （１）　国債証券の売買等 当社が債務の引受けの申込みを受けた清算対象取引（業務方法書第４３条の規定により申込みが取り消された取引を含む。以下この項において同じ。）について、業務方法書第４０条第２項第１号ｅに規定する売買決済日に授受する金銭の額に、次のａ、ｂ及びｃに掲げる国債証券ごとに当該ａ、ｂ及びｃに定める率を乗じた金額 ａ　国庫短期証券 月間２，０００億円以下の部分 万分の０．００２

月間２，０００億円を超え４，０００億円以下の部分 万分の０．００１４５ 月間４，０００億円を超え１兆円以下の部分 万分の０．０００９５ 月間１兆円を超え３兆円以下の部分 万分の０．０００７ 月間３兆円を超える部分 万分の０．０００２８ ｂ　利付国債及び割引国債（国庫短期証券を除く。） 月間１兆円以下の部分 万分の０．００３８ 月間１兆円を超え２兆円以下の部分 万分の０．００２９ 月間２兆円を超え４兆円以下の部分 万分の０．００１９ 月間４兆円を超え７兆円以下の部分 万分の０．００１４ 月間７兆円を超える部分 万分の０．０００５５ （削る）	月間２，０００億円を超え４，０００億円以下の部分 万分の０．００１５ 月間４，０００億円を超え１兆円以下の部分 万分の０．００１ 月間１兆円を超え３兆円以下の部分 万分の０．０００７５ 月間３兆円を超える部分 万分の０．０００３ ｂ　利付国債（物価連動国債を除く。）及び割引国債（国庫短期証券を除く。） 月間１兆円以下の部分 万分の０．００４ 月間１兆円を超え２兆円以下の部分 万分の０．００３ 月間２兆円を超え４兆円以下の部分 万分の０．００２ 月間４兆円を超え７兆円以下の部分 万分の０．００１５ 月間７兆円を超える部分 万分の０．０００６ ｃ　物価連動国債 第３項に掲げる料率Ａを選択している場合 万分の０．０８ 第３項に掲げる料率Ｂを選択している場合 万分の０．１６
（２）　現金担保付債券貸借取引等、銘柄先決め現先取引等及び銘柄後決め現先取引等 当社が債務の引受けを行った清算対象取引について、業務方法書第４０条第２項第２号ｅに規定する取引決済日に授受する金銭の額、業務方法書第４０条第２項第３号ｅに規定するエンド受渡金額	（２）　現金担保付債券貸借取引等、銘柄先決め現先取引等及び銘柄後決め現先取引等 当社が債務の引受けの申込みを受けた清算対象取引について、業務方法書第４０条第２項第２号ｅに規定する取引決済日に授受する金銭の額、業務方法書第４０条第２項第３号ｅに規定するエンド受

（同第２条第３８号ａ（ｂ）に規定する当初現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額及び同条第９６号に規定する変更後銘柄現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額を含む。）及び業務方法書第４０条第２項第４号ｅに規定するエンド受渡金額の合計額に、次のａ及びｂに掲げる取引ごとに当該ａ及びｂに定める金額	渡金額（同第２条第３８号ａ（ｂ）に規定する当初現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額及び同条第９６号に規定する変更後銘柄現先取引等のエンド取引受渡日に授受する金銭の額を含む。）及び業務方法書第４０条第２項第４号ｅに規定するエンド受渡金額の合計額に、次のａ、ｂ、ｃ及びｄに掲げる取引ごとに当該ａ、ｂ、ｃ及びｄに定める金額
ａ　オーバーナイト取引（取引決済日が取引実行日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である現金担保付債券貸借取引等、エンド取引受渡日（業務方法書第２条第３８号に掲げる取引にあっては、当初現先取引等のエンド取引受渡日）がスタート取引受渡日の翌日（同号に掲げる取引にあっては、サブスティテューション実行日の翌日）（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である銘柄先決め現先取引等及びエンド取引受渡日がスタート取引受渡日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である銘柄後決め現先取引等をいう。以下同じ。）　（ａ）に掲げる取引ごとに定める日数を乗じた金額の合計額について、（ｂ）に掲げる率を乗じた金額	ａ　オーバーナイト取引（取引決済日が取引実行日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である現金担保付債券貸借取引等、エンド取引受渡日（業務方法書第２条第３８号に掲げる取引にあっては、当初現先取引等のエンド取引受渡日）がスタート取引受渡日の翌日（同号に掲げる取引にあっては、サブスティテューション実行日の翌日）（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である銘柄先決め現先取引等及びエンド取引受渡日がスタート取引受渡日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）である銘柄後決め現先取引等をいう。以下同じ。）のうち利付国債（物価連動国債を除く。）、割引国債及び銘柄後決め現先取引等のうち物価連動国債を対象としないバスケットに係る取引　（ａ）に掲げる取引ごとに定める日数を乗じた金額の合計額について、（ｂ）に掲げる率を乗じた金額
（ａ） 現金担保付債券貸借取引等　貸借期間（取引実行日の翌日から取引決済日までの期間（休業日を含む。）をいう。） 銘柄先決め現先取引等　取引期間（ス	（ａ） 現金担保付債券貸借取引等　貸借期間（取引実行日の翌日から取引決済日までの期間（休業日を含む。）をいう。） 銘柄先決め現先取引等　取引期間（ス

タート取引受渡日の翌日からエンド取引受渡日までの期間（業務方法書第２条３８号ａに掲げる取引にあっては、サブスティテューション実行日の翌日から当初現先取引等のエンド取引受渡日までの期間）（休業日を含む。）をいう。） 銘柄後決め現先取引等　取引期間（スタート取引受渡日の翌日からエンド取引受渡日までの期間（休業日を含む。）をいう。） （ｂ） 月間１５兆円以下の部分 　万分の０．００００２８ 月間１５兆円を超え２５兆円以下の部分 　万分の０．００００１７ 月間２５兆円を超え５０兆円以下の部分 　万分の０．０００００８５ 月間５０兆円を超え８０兆円以下の部分 　万分の０．０００００５５ 月間８０兆円を超え１００兆円以下の部分 　万分の０．０００００２８ 月間１００兆円を超える部分 　万分の０．００００００９５ ｂ　オーバーナイト取引以外の取引　次に掲げる率を乗じた金額 月間１兆５，０００億円以下の部分 　万分の０．００２８ 月間１兆５，０００億円を超え２兆５，	タート取引受渡日の翌日からエンド取引受渡日までの期間（業務方法書第２条３８号ａに掲げる取引にあっては、サブスティテューション実行日の翌日から当初現先取引等のエンド取引受渡日までの期間）（休業日を含む。）をいう。） 銘柄後決め現先取引等　取引期間（スタート取引受渡日の翌日からエンド取引受渡日までの期間（休業日を含む。）をいう。） （ｂ） 月間２０兆円以下の部分 　万分の０．０００３ 月間２０兆円を超え３０兆円以下の部分 　万分の０．００００１８ 月間３０兆円を超え５０兆円以下の部分 　万分の０．００００９ 月間５０兆円を超え８０兆円以下の部分 　万分の０．００００６ 月間８０兆円を超え１００兆円以下の部分 　万分の０．００００３ 月間１００兆円を超える部分 　万分の０．００００１ ｂ　オーバーナイト取引以外の取引のうち、利付国債（物価連動国債を除く。）、割引国債及び銘柄後決め現先取引のうち物価連動国債を対象としないバスケットに係る取引　次に掲げる率を乗じた金額 月間１兆５，０００億円以下の部分 　万分の０．００３ 月間１兆５，０００億円を超え２兆５，

０００億円以下の部分 万分の０．００１７ 月間２兆５，０００億円を超え５兆円以下の部分 万分の０．０００８５ 月間５兆円を超え８兆円以下の部分 万分の０．０００５５ 月間８兆円を超え１０兆円以下の部分 万分の０．０００２８ 月間１０兆円を超える部分 万分の０．０００００９５ （削る）	０００億円以下の部分 万分の０．００１８ 月間２兆５，０００億円を超え５兆円以下の部分 万分の０．０００９ 月間５兆円を超え８兆円以下の部分 万分の０．０００６ 月間８兆円を超え１０兆円以下の部分 万分の０．０００３ 月間１０兆円を超える部分 万分の０．０００１ ｃ　オーバーナイト取引のうち物価連動国債及び銘柄後決め現先取引のうち物価連動国債を対象とするバスケットに係る取引　（ａ）に掲げる取引ごとに定める日数を乗じた金額の合計額について、（ｂ）に掲げる率を乗じた金額 （ａ） 現金担保付債券貸借取引等　貸借期間（取引実行日の翌日から取引決済日までの期間（休業日を含む。）をいう。） 銘柄先決め現先取引等　取引期間（スタート取引受渡日の翌日からエンド取引受渡日までの期間（業務方法書第２条３８号ａに掲げる取引にあっては、サブスティテューション実行日の翌日から当初現先取引等のエンド取引受渡日までの期間）（休業日を含む。）をいう。） 銘柄後決め現先取引等　取引期間（スタート取引受渡日の翌日からエンド取引受渡日までの期間（休業日を含む。）をいう。 （ｂ） 第３項に掲げる料率Ａを選択している場合

（削る）	万分の０．０００４ 第３項に掲げる料率Ｂを選択している場合 万分の０．００１２ ｄ　オーバーナイト取引以外の取引のうち物価連動国債及び銘柄後決め現先取引のうち物価連動国債を対象とするバスケットに係る取引　次に掲げる率を乗じた金額 第３項に掲げる料率Ａを選択している場合 万分の０．００４ 第３項に掲げる料率Ｂを選択している場合 万分の０．０１５
（削る）	３　前項第１号ｃ又は同第２号ｃ及びｄに掲げる取引について債務引受の申込みを行う清算参加者は、当社が定めるところにより料率Ａ又は料率Ｂを選択しなければならない。その場合において、次の各号に掲げる金額を前項によって算出された金額に加算する。 （１）　国債証券の売買等 料率Ａを選択している場合 月額５０万円 料率Ｂを選択している場合 月額１０万円 （２）　現金担保付債券貸借取引等、銘柄先決め現先取引等及び銘柄後決め現先取引等 料率Ａを選択している場合 月額３０万円 料率Ｂを選択している場合 月額１０万円
（銘柄割当てに係る手数料） 第３条の２　（略）	（銘柄割当てに係る手数料） 第３条の２　（略）

２　前項に規定する銘柄割当てに係る手数料（月額）は、次の各号に定める金額の合計額とする。 （１）　銘柄割当手数料　銘柄割当てにおいて国債証券の渡方清算参加者について銘柄割当てが行われたスタート／Ｒｅｗｉｎｄ国債引渡債務（バスケット）に係る受渡金額に次に掲げる率を乗じた金額 （削る） 月間２兆５，０００億円以下の部分 万分の０．００３２ 月間２兆５，０００億円を超え１０兆円以下の部分 万分の０．００２８ 月間１０兆円を超え１５兆円以下の部分 万分の０．００１８ 月間１５兆円を超える部分 万分の０．０００５ （削る）	２　前項に規定する銘柄割当てに係る手数料（月額）は、次の各号に定める金額の合計額とする。 （１）　銘柄割当手数料　銘柄割当てにおいて国債証券の渡方清算参加者について銘柄割当ての対象となるスタート／Ｒｅｗｉｎｄ国債引渡債務（バスケット）に係る受渡金額から銘柄割当てにおいて物価連動国債が割り当てられたときの当該物価連動国債に係る時価評価額（国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第１２条の３に規定するものをいう。以下同じ。）を控除した金額に次に掲げる率を乗じた金額 月間５，０００億円以下の部分 万分の０．００３６ 月間５，０００億円を超え２兆５，０００億円以下の部分 万分の０．００３２ 月間２兆５，０００億円を超え１０兆円以下の部分 万分の０．００２８ 月間１０兆円を超え１５兆円以下の部分 万分の０．００１８ 月間１５兆円を超える部分 万分の０．０００５ （２）　物価連動国債割当手数料　銘柄割当てにおいて国債証券の渡方清算参加者について銘柄割当ての対象となるスタート／Ｒｅｗｉｎｄ国債引渡債務（バスケット）に係る受渡金額のうち銘柄割当てにおいて物価連動国債が割り当てられたときの当該物価連動国債に係る時価評価額に次に掲げる率を乗じた金額 第３項に掲げる料率Ａを選択している場合 万分の０．００３

	第３項に掲げる料率Ｂを選択している場合 万分の０．００７
（２）　超過割当手数料 超過割当て（業務方法書の取扱い第１２条の２第２項に規定する場合に、同項の規定により行う銘柄割当てをいう。）の件数に５万円を乗じた金額	（３）　超過割当手数料 超過割当て（業務方法書の取扱い第１２条の３第２項に規定する場合に、同項の規定により行う銘柄割当てをいう。）の件数に５万円を乗じた金額
（削る）	３　銘柄後決め現先取引等の割当可能残高通知に物価連動国債を含める清算参加者は、当社が定めるところにより料率Ａ又は料率Ｂを選択しなければならない。その場合において、次の各号に掲げる金額を前項によって算出された金額に加算する。 料率Ａを選択している場合 月額２０万円 料率Ｂを選択している場合 月額１０万円
（削る）	（参加者端末利用手数料） 第８条　清算参加者は、参加者端末利用手数料を当社に納入しなければならない。 ２　前項に規定する参加者端末利用手数料は、各清算参加者が有するＷＥＢ端末（当社との間において国債店頭取引清算業務に係る決済情報の照会等を行うための清算参加者が設置する端末装置をいう。）を利用するためのユーザーＩＤ数の月中における最大の数について、１ユーザーＩＤにつき月額１０，０００円とする。
（削る）	（証明書発行手数料） 第９条　清算参加者は、当初証拠金残高証明書、国債店頭取引清算基金残高証明書、破綻時証拠金残高証明書、特別清算料担保金残高証明書、変動証拠金残高証明書及び参加者端末関

	連登録情報証明書の交付を受けた場合には、１通につき３，０００円の証明書発行手数料を当社に納入しなければならない。
（委託分に係る取扱い） 第８条　国債店頭取引他社清算参加者及び信託口を有する清算参加者については、第２条の規定にかかわらず、有価証券等清算取次ぎに係るネッティング口座（当社が定めるところにより当該国債店頭取引他社清算参加者と同一の企業集団（金融商品取引法第５条第１項第２号に規定する企業集団をいう。）に属す顧客に係るものを除く。）及び信託口であるネッティング口座（以下「委託分に係るネッティング口座という。）に係る同条に規定する手数料の合計額は月額２００万円を上限とし、第３条から第６条までの規定にかかわらず、委託分に係るネッティング口座に係る当該各条に規定する手数料の合計額は、月額５００万円を上限とする。	（委託分に係る取扱い） 第１０条　国債店頭取引他社清算参加者及び信託口を有する清算参加者については、第２条の規定にかかわらず、有価証券等清算取次ぎに係るネッティング口座（当社が定めるところにより当該国債店頭取引他社清算参加者と同一の企業集団（金融商品取引法第５条第１項第２号に規定する企業集団をいう。）に属す顧客に係るものを除く。）及び信託口であるネッティング口座（以下「委託分に係るネッティング口座という。）に係る同条に規定する手数料の合計額は月額２００万円を上限とし、第３条から第６条までの規定にかかわらず、委託分に係るネッティング口座に係る当該各条（第３条第２項第１号ｃ、同第２号ｃ及びｄ、第３項、第３条の２第２項第２号並びに第３項を除く。）に規定する手数料の合計額は、月額５００万円を上限とする。
（削る）	（物価連動国債に係る取扱い） 第１０条の２　第３条第３項各号及び第３条の２第３項に規定する物価連動国債に係る手数料について清算参加者は当社が定めるところによりそれぞれ料率Ａ又は料率Ｂを選択すること、料率を変更すること及び選択している料率を取りやめることができる。 ２　第３条第３項各号及び第３条の２第３項に規定する物価連動国債に係る手数料のいずれかについて、料率Ａ及び料率Ｂのいずれも選択していない清算参加者が新たに料率Ａ又は料率Ｂを選択する場合は、当該選択の日から１年間に限り、当該選択に係る手数料の金額

	にそれぞれ月額１０万円を加算する。 ３　前項に規定する加算は業務方法書第６条第４項に規定する資格取得申請者が国債店頭取引清算参加者資格の取得時に第３条第３項各号及び第３条の２第３項に規定する物価連動国債に係る手数料について料率Ａ又は料率Ｂを選択した場合には、当該選択に係る手数料については行わない。
（手数料の納入時期） 第９条　（略）	（手数料の納入時期） 第１１条　（略）
付　　則 １　この改正規定は、令和６年４月１日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、当社のシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和６年４月１日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、この改正規定の施行時における取扱いに関し必要な事項については、当社がその都度定める。	
（別表１）　残高管理手数料の額の計算に関する表 各清算参加者の残高管理手数料の金額は、計算日ごとに第１項に定める計算式により算出した金額の月間合計額に第２項に定める率を乗じた金額とする。 １　（略） ２　料率 月間２，０００億円以下の部分 万分の０．０３１ 月間２，０００億円を超え３，０００億円	（別表１）　残高管理手数料の額の計算に関する表 各清算参加者の残高管理手数料の金額は、計算日ごとに第１項に定める計算式により算出した金額の月間合計額に第２項に定める率を乗じた金額とする。 １　（略） ２　料率 月間２，０００億円以下の部分 万分の０．０３３ 月間２，０００億円を超え３，０００億円

以下の部分 万分の０．０２９ 月間３，０００億円を超える部分 万分の０．０２７ （注）１～４　（略）	以下の部分 万分の０．０３１ 月間３，０００億円を超える部分 万分の０．０２９ （注）１～４　（略）